貸渡約款（令和８年３月１日施行）

当社の自動車は下記の貸渡約款に基づいてお貸渡しいたします。

第１章　総　則

第１条（約款の適用）

１　当社はこの約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、この約款に定めない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。
２　当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達および一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第２章　予　約

第２条（予約の申込）

１　借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、この約款および当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができます。
２　当社は借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。

第３条（予約の変更）

１　借受人は、前条第１項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾をうけなければならないものとします。

第４条（予約の取消等）

１　借受人は、当社の承諾を得て予約を取消すことができます。
２　借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時間を１時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、予約が取消されたものとします。
３　前２項の場合、借受人は、下記に示す予約取消手数料を直ちに当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
（予約取消料）

乗車日の７日以前	乗車日の６～３日前	乗車日の２日前および前日	予約乗車日当日	予約乗車日開始後または無連絡不乗車
無料	基本料金の２０％	基本料金の３０％	基本料金の５０％	基本料金の１００％

４　当社の都合により予約が取消されたときは、借受人に対して速やかに連絡します。この場合、予約と異なる車種クラスのレンタカーを貸渡すことができないとき、または代替レンタカーの借受を借受人が承諾しないときは、予約は解除となり、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。
５　事故、盗難、不返還、リコール等の事由または天災その他の借受人もしくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたもの

とします。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第５条（代替レンタカー）

１　当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーの貸渡しができないときは、借受人に対し、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」という）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
２　借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。この場合借受人は、代替レンタカーと予約のあった条件のレンタカーのうち、いずれか、貸渡料金の低い方の料金を支払うものとします。
３　借受人が第１項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶した場合は、予約は取消されるものとします。この場合において、貸渡しすることができない原因が当社の責に帰すべき事由によるときは、第４条第４項に準じて取扱い、当社の責に帰さない事由によるときは、第４条第５項に準じて取扱うものとします。

第６条（免責）

当社および借受人は、予約が取消され、または貸渡契約が締結されなかったことについては、第４条および第５条に定める場合を除き、相互に何ら請求をしないものとします。

第７条

１　借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う予約センター、旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」という）において予約の申込をすることができます。
２　代行業者に対して前項の申込を行なったときは、借受人はその代行業者に対して予約の変更または取消を申込むことができるものとします。

第３章　貸　渡

第８条（貸渡契約の締結）

１　借受人は第２条第１項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし貸渡すことができるレンタカーがない場合、または借受人もしくは運転者が第９条第１項または第２項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
２　貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第１１条第１項に定める貸渡料金を支払うものとします。
３　当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達に基づき、貸渡簿（貸渡原票）および第１４条第１項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類および運転免許証の番号を記載しまたは運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人または借受人の指定する運転者（以下「運転者」という）の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。
※監督官庁の基本通達とは国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第１３８号　平成２７年６月１３日）の２.（１０）（１１）をいいます。
※運転免許証とは、道路交通法第９２条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第１９条別記様式第１４の書式の運転免許証をいいます。また道路交通法１０７条の２に規定する国際運転免許証または外国運転免許証は、運転免許証に準じます。
４　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人および運転者に対し、運転免許証の他に当社が指定する本人確認ができる書類の提出を求め、および提出された書類の写しをとることが

あり、借受人および運転者はこれに従います。
５　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人または運転者に携帯電話番号等の告知を求めるものとします。
６　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による第２項の支払を求め、またはその他の支払方法を指定することができます。

第９条（貸渡契約の締結の拒絶）

１　借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸渡契約を締結出来ないものとします。
（１）貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
（２）酒気を帯びていると認められるとき。
（３）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈していると認められるとき。
（４）チャイルドシートがないにもかかわらず、６歳未満の幼児を同乗させるとき。
（５）暴力団、暴力団関係団体の構成員もしくは関係者、またはその他の反社会的組織に属しているものであると認められるとき。
２　借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
（１）予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
（２）過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払を滞納した事実があるとき。
（３）過去の貸渡しにおいて、第１７条の各号に掲げる行為があったとき。
（４）過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む）において、第１８条第５項の費用の未払いが発生したとき、または第２３条第１項に掲げる行為があったとき。
（５）過去の貸渡しにおいて、貸渡約款または保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
（６）その他当社が不適当と認めたとき。
３　前２項の場合、当社と借受人との間に既に予約が成立しているときは、借受人の都合による予約の取り消しがあったものとして取扱い、借受人は第４条第３項に準じて予約取消手数料を支払うものとし、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第１０条（貸渡契約の成立等）

１　貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名し、当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカー（付属品を含む。以下同じ）を引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
２　前項の引き渡しは、第２条第１項の借受開始日時および借受場所で行うものとします。

第１１条（貸渡料金）

１　貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額または計算根拠を料金表に明示します。（１）基本料金　（２）免責補償料　（３）特別装備料　（４）ワンウェイ料金　（５）燃料代　（６）配車引取料　（７）その他の料金
２　基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、地方運輸局支局長（兵庫県においては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県においては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下同じ）に届けて実施している料金によるものとします。
３　第２条による予約を完了した後に、当社が貸渡料金を改定したときは、予約時と貸渡時のいずれか低い方の貸渡料金を適用するものとします。

第１２条（借受条件の変更）

１　借受人は、貸渡契約の締結後、第８条第１項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。ただし借受条件の変更によって

貸渡業務に支障が生ずるときは、当社はその変更を承諾しないことがあります。

第１３条（点検整備および確認）

１　当社は、道路運送車両法第４７条２（日常点検整備）および第４８条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。
２　借受人または運転者は、前項の点検整備が実施されていることおよび別に定める点検表に基づく車体外観および付属品を検査し、レンタカーに整備不良がないことおよび借受条件を満たしていることを確認するものとします。
３　当社は前項の確認によって整備不良が発見されたときは、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第１４条（貸渡証の交付、携行等）

１　当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を借受人または運転者に交付するものとします。
２　借受人または運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
３　借受人または運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
４　借受人または運転者は、レンタカーを返還するときに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第４章　使　用

第１５条（借受人の監理責任）

１　借受人または運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第１６条（日常点検整備）

借受人または運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第４７条の２に定める日常点検整備を実施し、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第１７条（電気自動車）

借受人は、レンタカーが電気自動車の場合、当該電気自動車（以下「電気自動車」といいます。）および電気自動車の充電器（以下「充電器」といいます。）の利用に関して、別途当社が定めるマニュアルおよび以下の各号の事項を遵守して、利用することに同意します。
１　電気自動車または充電器等の不適切な取扱いにより、電気自動車または充電器等を破損・紛失・汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。
２　電気自動車または充電器等の不適切な取扱いまたは不注意により生じた事故については、当社は一切の責任を負わないものとする。
３　電気自動車の特性として運転の仕方、走行状況、エアコンディショナーやオーディオの使用状況により、走行可能距離は大きく変わることを了承し、早めの充電を心がけること。なお、当社に設置された充電器以外で充電する場合の費用は、借受人の負担とし、当該充電に関する手続きは借受人と当該充電施設運営者との間で行うものであること。
４　利用中に充電切れ等で移動できなくなり、レッカー移動や充電作業等が必要となった場合、その費用は借受人の負担とし、当社はいかなる責任も負わないものであること。ただし、充電切れ等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

第１８条（禁止行為）

１　借受人または運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
（１）当社の承諾および道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること。
（２）レンタカーを所定の用途以外に使用しまたは第８条第３項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること。
（３）レンタカーを転貸し、または他に担保の用に供する等の当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
（４）レンタカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造し、またはレンタカーを改造もしくは改装する等その現状を変更すること。
（５）当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用しまたは他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
（６）法令または公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
（７）当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
（８）レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
（９）その他第８条第１項の借受条件に違反する行為。

第１９条（違法駐車の場合の措置等）

１　借受人または運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、直ちに違法駐車をした地域の管轄する警察署に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係わる反則金等および違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を納付するものとします。
２　当社は、警察から放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人または運転者に連絡し、速やかに移動させ、または引き取り、レンタカーの借受期間満了時または当社の指示する時までに管轄警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人または運転者はこれに従うものとします。なお当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
３　当社は前項の指示を行ったときは、借受人または運転者に対して、違反処理の状況を交通反則告知書または納付書、領収証等により確認するものとします。違反処理が確認出来ない場合には、処理されるまで借受人または運転者に対して前項の指示を行うものとします。また当社は借受人または運転者に対して、放置駐車違反をした事実および当該違反の処理をするよう、指示を行うものとします。

第１９条

警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社の文書（以下「自認書」という）に自ら署名することを求め、借受人または運転者はこれに従うものとします。
４　当社が必要と認めた場合は、当社は警察に対して自認書および貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人または運転者に対する放置駐車違反に係わる責任追及のために必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第５１条の４第６項に定める弁明書および自認書ならびに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人または運転者はこれに同意するものとします。
５　当社が道路交通法第５１条の４第１項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合もしくは借受人または運転者の探索に要した費用もしくは車両の移動、保管、引取等に要した費用を負担した場合は、当社は借受人または運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」という）を請求するものとします。この場合、借受人または運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。（１）放置違反金相当額　（２）当社が別に定める駐車違反違約金　（３）探索および車両の移動、保管、引

取等に要した費用
６　第１項の規定により借受人または運転者が違法駐車に係わる反則金等を納付すべき場合において、当該借受人または運転者が、第２項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示または第３項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社が第５項に定める放置違反金および駐車違反金に充てるものとして、当該借受人または運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとします。
７　前項に基づき借受人または運転者が駐車違反金を当社に支払った後、借受人または運転者が当該駐車違反に係わる反則金を納付しまたは公訴を提訴されたこと等により、放置違反金納付命令が取消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社はすでに支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人または運転者に返還するものとします。

第２０条（GPS 機能）

１　借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS 機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
（１）貸渡契約終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
（２）第２６条第１項に該当したとき、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
（３）借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
２　借受人及び運転者は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第２１条（ドライブレコーダー）

１　借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
（１）事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
（２）レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
（３）借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
２　借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第５章　返　還

第２２条（返還責任）

１　借受人または運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
２　借受人または運転者が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するもの

とします。
３　借受人または運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。この場合、当社に生ずる損害について責任を負わないものとします。

第２３条（返還時の確認等）

１　借受人または運転者は、当社立ち会いのもとにレンタカーおよび備品を返還するものとします。この場合、通常の使用による劣化、摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
２　借受人または運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人または運転者または同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカー返還後は、遺留品の保管については一切の責任を負わないものとします。
３　借受人は、未清算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までにその清算を完了しなければならないものとします。

第２４条（借受期間変更時の貸渡料金）

１　借受人または運転者は、第１２条により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
２　借受人または運転者は、第１２条による当社の承諾を受けることなく借受期間を延長した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の２倍額の違約料を支払うものとします。

第２５条（返還場所等）

１　借受人または運転者は、第１２条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
２　借受人または運転者は、第１２条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、返還場所変更違約料として回送費用の２倍額を支払うものとします。

第２６条（返還されなかった場合の措置）

１　当社は、借受人または運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、または借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。
２　前項の場合、当社はレンタカーの所在を確認するため、借受人または運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
３　第１項に該当することとなった場合、借受人または運転者は、第２８条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカー回収および借受人または運転者の探索に要した一切の費用を負担するものとします。

第６章　故障、事故、盗難等

第２７条（故障発見時の措置）

借受人または運転者は、使用中にレンタカーの異常または故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社または当社指定連絡先に報告し、その指示に従うものとします。

第２８条（事故発生時の措置）

１　借受人または運転者は、使用中にレンタカーに係わる事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
（１）直ちに事故状況等を当社または当社指定連絡先に報告し、その指示に従うこと。
（２）前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社または当社の指定する工場で行うこと。
（３）事故に関し当社および当社が契約している保険会社の調査に協力し、必要な書類等を遅延なく提出すること。
（４）事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
２　借受人または運転者は、前項の措置をとるほか自らの責任において事故の処理、解決を行うものとします。
３　当社は借受人または運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第２９条（盗難発生時の措置）

借受人または運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
（１）直ちに最寄りの警察に通報すること。
（２）直ちに被害状況等を当社または当社指定連絡先に報告し、その指示に従うこと。
（３）盗難その他の被害に関し当社が契約している保険会社の調査に協力し、必要な書類等を遅延なく提出すること。

第３０条（使用不能による貸渡契約の終了）

１　使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
２　借受人または運転者は、前項の場合、レンタカーの引取りおよび修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第３項または第５項に定める事由による場合はこの限りではないものとします。
３　故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることが出来るものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第５条第２項に準じます。
４　借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社の受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
５　故障等が借受人、運転者および当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
６　借受人および運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできない。

第７章　賠償および補償

第３１条（賠償および補償）

借受人または運転者が借受けたレンタカーの使用中に第三者または当社に損害を与えたときは、借受人または運転者はその損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
２　前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人または運転者の責に帰すべき事由による

故障、レンタカー汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表等に定めるノンオペレーションチャージによるものとし、借受人または運転者は直ちにこれを支払うものとします。

第３２条（保険および補償）

借受人または運転者が第２８条第１項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約および当社が定める補償制度により、次の限度内の保険金が支払われます。ただし、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は支払われません。
（１）対人補償　１名につき無制限（自賠責保険を含む）
（２）対物補償　１事故につき無制限（免責額５万円）
（３）車両補償　１事故につき時価まで（免責額５万円）
（４）人身障害補償　１名につき３，０００万円まで
２　警察および当社に届出のない事故、その他借受人または運転者がこの約款に違反したときは、前項に定める保険金は支払われません。
３　保険金が支払われない損害および第１項の定めにより支払われる保険金額を超える損害については、借受人または運転者の負担とします。
４　借受人または運転者の負担すべき損害金を当社が支払ったときは、借受人または運転者は、直ちに当社に弁済するものとします。
５　第１項に定める保険金の免責金額に相当する損害については、借受人があらかじめ当社に免責補償料を支払ったときは、自損事故の場合の車両免責額を除き、当社の負担とします。
６　第１項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含みます。

第８章　貸渡契約の解除

第３３条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人または運転者が使用中にこの約款を違反したとき、または第９条第１項、同第２項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らかの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第３４条（中途解約）

１　借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て貸渡し契約を解除できるものとします。この場合、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
２　借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。中途解約手数料＝｛（貸渡契約期間に対応する基本料金）－（貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金）｝×５０％

第９章　個人情報

第３５条（個人情報の利用目的）

１　当社が借受人または運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
（１）道路運送法第８０条第１項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を遂行するため。
（２）貸渡契約の締結に際し、借受申込者または運転者に関し、本人確認および審査を行うため。

（３）借受人または運転者に対し、当社が取扱う商品、サービスあるいは各種イベント、キャンペーンなどの開催について宣伝広告物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内するため。
（４）当社の取扱う商品、サービス開発、または顧客満足度向上策等の検討を目的として、借受人または運転者に対しアンケート調査を実施するため。
（５）個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。第１項各号に定めていない目的で借受人または運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第３６条（個人情報の登録および利用の同意）

１　当社は、借受人から取得した借受人又は運転者の個人情報を、以下の各号に定める目的で利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。
（１）貸渡契約締結の際の審査、本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、予約・貸渡しサービスの提供、貸渡証の交付、貸渡料金等の決済、自動車貸渡実績の管理、特典の付与その他取引遂行のため。
（２）株式会社 Hubing および株式会社 Hubing の提携先が取り扱う商品、サービス、特典その他おすすめ情報等のご案内のため。（ダイレクトメール、メールマガジン、窓口におけるご案内など）
（３）株式会社 Hubing および株式会社 Hubing の提携先が取り扱う商品、サービス等に関するマーケティング活動のため（アンケート調査、キャンペーン、プレゼント発送、購買分析など）
（４）その他、上記に付随、関連する業務の遂行のため。
２　当社は、ご提供いただいた個人情報を、下記のとおり共同利用する場合があります。
（１）共同利用する個人情報の項目：氏名、生年月日、性別、職業、住所、電話番号、メールアドレス、車種車両ナンバー、免許証情報、クレジットカード情報、カメラ画像、サービスのご利用履歴、その他利用目的を達するために必要な項目。
（２）共同利用者の範囲：当社と提携会社
（３）共同利用の目的：上記１.に同じ
（４）共同利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称：当社
（５）取得方法：口頭（電話等）、WEB 上の入力フォーム、契約書、申込書、アンケート、その他の書面（電子的・磁気的方式等によって作られた記録を含む）
３　借受人または運転者は、自己に関する個人情報の開示を請求ができるものとし、当社が保有する個人情報が万一不正確または誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第１０章　雑　則

第３７条（相殺）

当社は、この約款に基づく借受人または運転者に対する金銭責務があるときは、借受人または運転者の当社に対する金銭責務といつでも相殺できるものとします。

第３８条（消費税）

借受人は、この約款に基づく取引に課せられる消費税を当社に支払うものとします。

第３９条（遅延損害金）

借受人または運転者および当社は、この約款に基づく金銭責務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第４０条（細則）

１　当社は、この約款を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。
２　当社は、別に細則を定めるときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、ホームページにこれを記載するものとします。これを変更したときも同様とします。

第４１条（合意管轄裁判所）

この約款に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店または営業店舗の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。